

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|--|-----------|------------|
| 鈴鹿市 | 栄地区 区域① (磯山町久保田, 広見。五祝町大縄, 東前, 南浦, 里西, 高縄手, 古屋敷。秋永町大門, 横縄, 大垣, 蔵久, 五反田, 一ツ谷, 赤郷, 染野。) | 令和3年1月29日 | 令和3年12月28日 |

1 対象地区の現状

| | |
|---|------|
| ①地区内の耕地面積 | 99ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 52ha |
| ③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計 | 43ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 33ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 0ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考) | 54ha |

2 対象地区の課題

| |
|---|
| 水田区画が小さい, 農道が狭い, 用排水兼用水路のため排水が悪いなど, 収益性の高い効率的な農業を行うには耕作条件が整っていない環境である。また, 農業者の高齢化, 後継者不足が進んでいる。 |
|---|

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

| |
|---|
| 地区内農地はその大半が基盤整備事業により整備される計画であり, 設立予定の土地改良区及び関係機関と連携しつつ, 事業計画に定める経営体育成計画等に基づき認定農業者への集積及び集約化を進める。 |
|---|

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

| |
|---|
| 農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、210筆、15.4haとなっている。 |
| 農地中間管理機構の活用方針 栄地区を重点実施地区とする。 基盤整備事業内農地は機構への貸付けが条件となる。その他の農地についても機構貸付を促進する。 |
| 基盤整備への取組方針 令和2年度より県営事業(高度水利機能確保基盤整備事業)による事業計画策定に取り組んでおり, 令和4年度の事業採択を予定している。 |
| 高収益作物の導入方針 競争力のある強い農業をめざすため, 収益性の高い, はくさい, かぼちゃ, ネギなどの栽培に取り組む。 |